

第2章

第3次男女共同参画計画の概要



第2章 第3次男女共同参画計画の概要

1 基本理念

「第3次宇佐市男女共同参画計画」は、男女共同参画基本法、「宇佐市男女共同参画推進条例」や2012(平成24)年策定の「第2次宇佐市男女共同参画プラン」に掲げられている6つの基本理念を踏襲し、男女共同参画に関する施策の具体的な実施にむけて計画を策定します。

- (1)男女の人権の尊重
- (2)社会における制度又は慣行の見直し
- (3)政策・方針の立案及び決定の場への共同参画
- (4)家庭生活における活動とその他の活動の両立
- (5)性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (6)国際社会の一員としての男女共同参画の推進

2 基本目標

「第3次宇佐市男女共同参画計画」では、2016(平成28)年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が施行されたことを受けて、各自治体での計画策定が要請されたことから、「第2次宇佐市男女共同参画プラン」の「基本目標II・あらゆる分野への男女共同参画」と「基本目標III・働く場における男女共同参画の環境づくり」を合わせて「基本目標II・女性と男性のあらゆる分野への活躍推進」とし、「宇佐市女性活躍推進計画」とします。また「基本目標IV・DV等のあらゆる暴力の根絶」を、宇佐市DV対策基本計画とします。

【第2次宇佐市男女共同参画プラン】

- 基本目標 I 男女共同参画の意識改革
- 基本目標 II あらゆる分野への男女共同参画
- 基本目標 III 働く場における男女共同参画の環境づくり
- 基本目標 IV 健康の増進と福祉の充実
- 基本目標 V 配偶者等に対する暴力の根絶
(※ 宇佐市DV対策基本計画=2017年(平成29年)9月より)



【第3次宇佐市男女共同参画計画】

- 基本目標 I 男女共同参画の意識改革
- 基本目標 II 女性と男性のあらゆる分野への活躍推進(※宇佐市女性活躍推進計画)
- 基本目標 III 健康の増進と福祉の充実
- 基本目標 IV DV等のあらゆる暴力の根絶(※宇佐市DV対策基本計画)

3 計画の体系

重点課題	施策の方向
基本目標I 男女共同参画のための意識改革	
1 社会における制度又は慣行の見直し	(1) 固定的な性別役割分担の是正への啓発 (2) 中立的社会制度の確立と慣行の見直し
2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	(1) 学校等における男女共同参画教育の充実 (2) 働く場における男女共同参画研修の充実 (3) 家庭・地域における男女共同参画学習の充実
3 豊かな国際感覚の育成と交流	(1) 国際感覚の向上 (2) 国際交流活動の支援
基本目標II 女性と男性のあらゆる分野への活躍推進	
1 政策・方針決定の場への女性の参画促進	(1) 各種審議会等への女性の参画促進 (2) 職場における女性の登用促進 (3) 女性の人材育成と確保
2 家庭・地域社会における男女共同参画の推進	(1) 家庭における男女共同参画の推進 (2) 地域活動への男女共同参画の推進 (3) 男女がともに支え合う防災・災害復興対策の推進
3 働く場における男女平等の推進	(1) 働く場における男女の均等な機会と公平な待遇の確保 (2) 男女がともに働きやすい環境の整備促進 (3) 短時間労働者、家内労働者の労働条件の整備 (4) 自営業・農林漁業従事者等の生活就労環境の整備
4 働き続けるための支援体制の整備	(1) 就業機会の拡大 (2) 働く男女の子育て支援 (3) 働く男女の高齢者介護支援 (4) 働く男女の健康増進
基本目標III 健康の増進と福祉の充実	
1 生涯にわたる健康の維持・増進	(1) 妊産婦、乳幼児への保健施策の充実 (2) 健康の維持増進対策の充実 (3) 生涯を通じた健康づくりの推進
2 安心して暮らせる福祉施設の充実	(1) ひとり親家庭に対する福祉施策の向上 (2) 障がい者福祉サービスの充実 (3) 高齢者福祉サービスの充実 (4) 高齢者の生きがい対策の充実
基本目標IV DV等のあらゆる暴力の根絶	
1 暴力の根絶と被害者支援	(1) DV等の防止に向けた意識啓発 (2) DV被害者に対する相談体制の充実 (3) DV被害者に対する自立支援体制づくり (4) 男女間の暴力の根絶
計画の推進のために	
推進体制の整備	府内推進体制の整備 市民、地域、事業者等の推進体制の整備
推進に向けての取り組み	市民、地域、事業者、行政の役割 相談体制・機能の充実

【各種計画の関係について】



第3次宇佐市男女共同参画計画は、第二次宇佐市総合計画を上位計画として、宇佐市女性活躍推進計画と宇佐市DV対策基本計画の内容を含むものとします。

